

2008年5月16日

各位

上場会社名 三菱商事株式会社

代表者名 代表取締役社長 小島順彦

コード番号 8058

本社所在地 東京都千代田区丸の内

2丁目3番1号

問合せ先 広報部報道チームリーダー 竹増貞信

03-3210-2104

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成20年5月16日開催の定例取締役会において、金銭でない報酬として当社取締役(社外取締役を除く)にストックオプションとして新株予約権を発行することについて承認を求める議案を、平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との価値共有を進める目的に、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を、取締役報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、同株主総会において「取締役15名選任の件」をご承認いただきますと、ストックオプションの対象となる取締役(以下「対象者」という)は10名となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式125,600株を年間の上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,256個を年間の上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。

また、付与株式数において、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

(4)権利行使期間

平成 20 年6月 26 日から平成 50 年6月 25 日まで

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)その他の新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、平成 22 年6月 26 日又は「当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日」の、いずれか早い日から行使することができる。
- ② 対象者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して 10 年が経過した場合には、以後、新株予約権を使用することができないものとする。
- ③ その他の条件については、本新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

(7)発行する新株予約権の公正価額

平成 20 年1月から3月の当社株式の終値の平均値(2,966 円)に基づき、ブラック・ショールズ式により算出したストックオプション(1,256 個)の公正価額は、約 329 百万円であります。

なお、同種類のストックオプションを、取締役を兼務しない執行役員及び理事合計 95 名に対し、442,600 株(4,426 個)を年間の上限に発行することを、当社取締役会において決定しております。

以 上